

知的財産制度のウラは。。。

山 本 順 一
(桃山学院大学)

日本を含む先進諸国は‘国際競争力’の強化が求められており、知的財産制度は国際競争力の源泉のひとつであり、産業構造の高度化に大いに資するものだと信じられている。そのとき、一般に体系化された知的財産権の保護の強化が目指されるが、知的財産の種別に応じた仕組みが望まれ、権利保護一辺倒では逆に新たな優れた知的財産の創出を阻害しかねない場合があり得る。先進諸国と多国籍企業が発展途上国の物理的、文化的資源の搾取を許すような仕組みは国際的なバランスを失しているように思われるし、国内的にも知的財産権一般につき濫用という法理の確立が望まれる。

Behind Intellectual Property System...

Jun-ichi YAMAMOTO
(St. Andrew's University)

Competitive power is now required in advanced countries, including Japan. Intellectual property system is a resource of international competitive power among all nations, and supports industrial infrastructures. Many countries are apt to strengthen intellectual property rights. But it is not necessary rational. The world has to go toward making a well-balanced framework of general intellectual property legal system nationally and internationally.

1. はじめに

もうかなり昔のことになりますが、『交番のウラは闇』(松本均著、第三書館、1988)という本がベストセラーになったことがあります。現職警察官が警察社会の暗部ないしはタブーを暴露した内容でした。確かに実力装置である警察が腐敗しているのは困ったものです。しかし、警察に限らず、国や地方の行政組織の不正や問題がよくマスコミでやり玉に挙げられますが、同じ文化土壌に育っている人や組織は程度の差こそあれ所詮同じで、実は民間の企業や団体も同じように悪臭を放っています。『交番のウラは闇』という本には、‘巡査10年選手の内部告発’という副題がつけられています。わたしも民間の組織から転じ、大学教員になってすでに20年を超えました。自分が属する領域や部分社会の‘内部告発’をしても神様が赦してくださる時期を迎えたように思います。

大学社会の暴露はまたの機会にするとして、きょうは思ったよりも長かった下積み、助手の時代から親しんできた著作権制度を中心とする‘知的財産制度のウラ’について偏見を語ってみました。

いと思います。警察社会と同じように、‘裸の王様’かもしれないこの知的財産制度部落の神輿に担がれた人たちからすれば、‘引かれ者の小唄’のように聞こえることでしょう。

前置きはこのくらいにして中身に入ることになります。

2. もてはやされる知的財産権制度

この原稿は約束させられた締切りをオーバーして書かざるを得ないハメに陥っています（当初示された締切りは10月末必着でした）。ところが、幸か不幸か、締切りをオーバーしたために、知的財産にかかわる面白い事件を取上げることができました。11月4日、わたしの趣味には合いませんが、Jポップスの寵児（だったでしょうね）音楽プロデューサーの小室哲也が大阪地検特捜部に逮捕されたとのニュースがマスコミにより伝えられ、連日全国紙の一面を飾っています。アメリカ大統領選挙は賑々しく報道されていますが、あおりを受けてか麻生政権の場当たりのな経済政策はすっかりかすんでしまいました。

ここでは音楽著作権のJASRACや音楽出版社への信託譲渡（著作者人格権は小室さんの手にとめられています）などについて論じることはしませんが、著作権制度については素人の方から5億円を騙し取ろうとした背景には、小室さんの音楽著作物には5億円の経済的価値があると信じさせることができたということです。

この国においては、2002（平成14）年に知的財産基本法（平成14.12.4法律122号）が制定公布され、この法律にもとづき首相官邸に2003（平成15）年3月以降‘知的財産戦略本部’（<http://www.ipr.go.jp/>）が置かれています。同法の1条は、「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、**我が国産業の国際競争力の強化**を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする**活力ある経済社会**を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする」とうたっています。従来は、知的財産を所管官庁がばらばらにコントロールしていたわけですが、これにより法的には知的財産法の体系が実定法上確立しました。2条において、「**発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動**により生み出されるもの（発見又は発明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、**商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**」が‘知的財産’とされました。

プラント輸出などの技術移転、原材料の生産・賦存量、人件費などの条件は、発展途上国等に対してもものづくりにおける先進諸国の比較優位を否定し、少子高齢化が進行し、成熟した経済社会である先進諸国は付加価値＝擬制された‘知的財産’で勝負せざるを得なくなりました。先進諸国の国際競争力の中核を支えるのが人為的にこしらえられた法概念である‘知的財産権’（intellectual property rights）です。このような枠組みを維持する国際条約が国際経済の秩序づくりを内容とするWTO（国際貿易機関）設立条約に付されたTRIPs協定であり、著作権制度の場合には従来のベルヌ条約（20条）にもとづき中二階のように仕組まれたWIPO著作権条約（俗

に‘インターネット条約’とも呼ばれます)がその役割を果たしています。

世界最大の市場であるアメリカは国際競争力を強化するために‘知的財産偏重’のプロパテント政策をとるようになりました。さまざまな手段を駆使していますが、そのひとつが‘バイ・ドール法’と呼ばれる仕組みです。1980年特許商標法修正法が制定され、アメリカ連邦政府の資金提供を得て、大学・非営利団体、中小企業が発明したとき、その発明にかかる権利を自分のものとするができるようにしたのです。そこで得られた特許権のロイヤルティー収入を発明者や科学技術のための研究開発に還元することを義務づけました。周回遅れの1999年、日本版バイ・ドール法、産業活力再生特別措置法(平成11.8.13法律131号)ができました。

3. 知的財産と資本主義経済

知的財産制度は、現在の国際経済社会秩序を前提にすれば、基本的に‘強者の論理’以外のなものでもありません。特許権、育成者権などは大きな開発投資を必要とすることから自明だと思います。著作権や意匠権などは経済の発展段階にかかわらず才能に恵まれたクリエイターがいれば主張できそうに見えるかもしれませんが、複製の生産、流通などに思い至ればやはり一定の成熟した経済社会のほうが圧倒的に有利です。

知的財産制度の整備拡充は‘産業構造の高度化’に大いに貢献することが期待されています。そのとき連鎖的な創出、生産のプロセスにつながるかどうか、関係市場の規模などが問題となります。小室さんの話に戻しましょう。ビートルズのような化け物のような存在もありませんが、最近の音楽著作物は基本的には国内市場で完結していますし、ケータイ小説が輸出され爆発的に売れるとは考えられません。価値観の多様化が進む一方でエスニックなものへの憧憬が見られるとしても、それは限られたものでしかありません。その一方で、山中伸弥先生の万能細胞のように現在は世界のどこにでも通用するグローバル・マーケットを持つ知的財産もあります。

知的財産が資本主義経済に資するべきものだとすれば、‘高機能知的財産’と‘低機能知的財産’に仕分けて制度化が図られるべき時期に来ているのかもしれませんが、ひとつの地域や国の文化の変容に貢献する知的財産を創出する人たちには経済的価値以外のインセンティブが与えられるべきなのかもしれません。

4. 発展阻害型知的財産権利用形態に対する認識

独創性、新規性、進歩性など素晴らしい特質を備えた知的財産も、時の経過とともに陳腐化します。新たな付加価値を多種多様な方向で実現するには、知的財産権の存続期間は開発投資や十分な新規開発の原資保障がなされる程度でよいはずですし、産業構造の高度化にはそのほうが合理性があるはず。70年や90年、1世紀を超えて使いもしない古臭い遺物を尊重することもないでしょうし、あらたに既存の知的財産に代替する知的財産を生み出せない個人や組織を過大に保護する社会経済的な必然性はないと思います。陳腐化した知的財産を過剰なまでに法的に保護し、市場支配を許すことは大きな可能性を持つ新規知的財産の開発を阻害する懸念があります。

産業構造を高度化する知的財産を豊かに創造するためには、既存のあるいは近未来にかなりの蓋然性で創出が予見される知的財産を法的に保護するだけでなく、将来に人と社会に大きな便益と楽しみを与える知的創造物を生み出す人材を育成することのほうが大切だと思います。その

ためには、マニアや子どもたちに優れた知的財産に広く接し、享受できる環境をつくるのが大切です。みずから知的財産の創出に関与することなく、その流通過程に寄生するかつての‘農協’のような知的財産仲介業者を肥大させることは必ずしも賢明なこととは思えません。

5. 歴史的、集団的に創造された知的財産の取扱いと知的財産権濫用法理の構築

むかし学生の頃、サイモンとガーファンクルの‘コンドルは飛んでいく’(El condor pasa)をよく聞いたものです。この曲は、南米はアンデスのフォルクローレの代表的な曲として知られています。このように古くから特定の地域で受け継がれた作品を先進諸国のアーティストが利用し、経済的な成功を手にするとき、利用された発展途上国や中進国、世界最貧国の人たちは横取りされた気持ちになるのは理解できるように思います。生態系の破壊された先進国では採取できない細菌やバクテリアを心ならずも豊かな生態系を保存してきた未開の地域で発見し、素晴らしい医薬の開発に成功し、発見された未開の地域を含む世界に特許権が成立し、地元の人たちがその恩恵にあずかれないというのもいささか不条理なようにも思われます。また、この国でも歴史的に多くの人たちの健康に役立ってきた漢方薬の薬理が解明され、物質特許や新たな製法特許が生み出されるときにも元祖中国の人たちは大いに面白くないことでしょう。

しかし、特許制度には‘特許権濫用’(patent misuse)の法理が一応確立されています。特許権の範囲を不当なまでに拡大し、不合理なまでに市場を支配させ、新たな発明を阻害するような場合には、特許権濫用の抗弁が認められているのです。このような考え方は特許権に限られるものではなく、知的財産一般に妥当すべきものと考えます。著作権制度における‘フェアユース’(fair use)の法理につながる考え方だと思います(どうなるかはさっぱり分かりませんが、現在おそまきながら文化庁ではこのフェアユース規定の導入が検討されていると聞いています)。

ついでに著作権制度についてふれておきますと、アナログ著作物には第一譲渡で著作権が消尽するという‘ファーストセール’ドクトリン(first-sale doctrine)が妥当し、あとは自由に使用収益処分できるのですが、デジタルコンテンツはまったく消尽することなく、従来と比較して利用者の使用利用の範囲を著しく狭めていることも大きな問題だと思っています(サイバースペースに著作物(の複製)を放流すれば無限にデジタル複製されてしまうとの懸念だけで規律することを全面的に肯定してよいのでしょうか)。

6. むすび

むかしは‘Japan as no. 1.’、いまは‘Cool Japan’という言葉が日本人の自尊心をくすぐっているように思われます。ファッションやアニメ、建築、料理など、わたしたち日本人が当たり前と思ってきた日本のさまざまな文化が外国の人たちには格好いいモノとして受入れられ、流行しているということです。この‘クール・ジャパン’を維持拡大しようとしたとき、日本の知的財産制度はどのような仕組みが望ましいのでしょうか。過去の創造の主体とその作品を強力に保護することだけではうまくなく、将来の創造の主体、それも型にはまった学校教育で育てられるようなひ弱な人たちではなく、草莽のエネルギーあふれる創造の主体を社会全体で育てる‘柔軟な知的財産制度の創造’が求められているように思います。